公　示　送　達　書

佐世保市公告　　第　182　号

令和　　8年　　5月　　27日

佐世保市長　宮 島　大 典

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。

この書類は、佐世保市長が保管していますので、いつでも送達を受けるべき者の中出に応じて交付します。

記

送　達　す　る　書　類　の　名　称	書類の送達を受けるべき者（氏名又は名称）
差押調書(謄本)	**指方　弁市**

(注意)

地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。